

平成28年知内町議会第3回定例会（2日目）

- ◎ 招集年月日 平成28年9月29日（木）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成28年9月29日（木） 午後 2時00分
- ◎ 閉会日時 平成28年9月29日（木） 午後 2時57分

◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	西 山 和 夫
2番	花 井 泰 子	7番	木 村 一
3番	吉 田 峰 一	8番	笠 松 悦 子
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	成 澤 五 郎	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 3番 吉 田 峰 一 7番 木 村 一

- ◎ 欠席議員 な し

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大 野 幸 孝
副 町 長	網 野 眞
総務企画課長	小田島 伸 二
生活福祉課長	松 崎 輝 幸
税務会計課長	帰 山 亮 一
産業振興課長	西 野 俊 一
地域創生推進室長	島 津 泰 博
建設水道課長	佐々木 孝 幸
建設水道課主任技師	佐 藤 和 人
教 育 長	本 間 茂 裕
学校教育課長	田 中 志 津 夫
社会教育課長	松 本 泰 行
知内高等学校事務長	小 嶋 隆
代表監査委員	西 内 貞 治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村 上 義 久
議事係長	筒 井 俊 介

平成 2 8 年知内町議会第 3 回定例会議事日程

(第 2 号)

平成 2 8 年 9 月 2 9 日 (木) 午後 2 時 0 0 分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 3 番、吉田峰一 7 番、木村 一
第 2	委員会報告 第 4 号	平成 2 7 年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について (委員長報告)
第 3	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
追加日程第 1	議案第 8 号	平成 2 8 年度知内町一般会計補正予算 (第 7 号) について
追加日程第 2	議案第 9 号	町道路線の変更について
追加日程第 3	議案第 10 号	町道路線の認定について
第 4	意見書案 第 1 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め る意見書の提出について
第 5	意見書案 第 2 号	介護・障がい福祉従事者の人材確保と賃金引き上げを求める意 見書の提出について
第 6	意見書案 第 3 号	「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書の提 出について
第 7	意見書案 第 4 号	高すぎる学費の引き下げを求める意見書の提出について
第 8	意見書案 第 5 号	2 0 1 7 年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出につ いて
第 9	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

どうもお疲れ様です。午前中の決算委員会のあと、本会議を開かせていただきます。ご苦勞様です。

只今の出席議員数は 1 0 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日 2 9 日は、休会の日ですが、決算審査が予定よりも早く終了しましたので、会議規則第 1 0 条第 3 項の規定により、会議を開くものであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、吉田峰一君及び7番、木村一君を指名します。

● 委員会報告第4号 平成27年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第4号、『平成27年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について』を議題とします。

本件については、決算審査特別委員会において、審査が終了しております。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、谷口康之君。

◎ 委員長（谷口康之）

委員会報告第4号、平成27年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について。

決算審査特別委員会に付託した平成27年度知内町各会計決算審査の結果について、別紙のとおり報告する。

平成28年9月29日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

平成27年度決算審査特別委員会報告書。

平成28年知内町議会第3回定例会において、本特別委員会に付託された事件について、次のとおり審査を終了したので会議規則第77条の規定により報告します。

平成28年9月29日。知内町議会決算審査特別委員会委員長、谷口康之。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、付託事件、認定第1号、平成27年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について。認定第2号、平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第3号、平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定第4号、平成27年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定第5号、平成27年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第6号、平成27年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第7号、平成27年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について。

2、審査年月日、平成28年9月28日及び29日（2日間）

3、審査場所、議会議場。

4、審査委員、議員全員による（議長及び議員選出監査委員を除く。）

5、審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、町長から平成27年度知内町行政評価の実施について報告を受け、副町長から一般会計決算の概要説明後、各会計別に議題とし、各課ごとに担当課長から決算内容の説明を受けた後、質疑・討論・採決の順に審査を進めた。

6、審査結果、付託された認定第1号から認定第7号までの7議案については『認定すべき』と決定した。

7、審査意見、自主財源の確保は、ますます重要となるが、自主財源である町税等が年

々減少の傾向にあります。滞納額は、町税（町民税・固定資産税・軽自動車税）・国民健康保険税・住宅使用料等合わせ32,356千円と昨年度より、2,158千円減少しており、職員の徴収努力がうかがえるところであるが、特別会計も含め不納欠損額が増える要素もあるなかで、今後とも滞納額減少のため徴収業務に努めていただきたい。

なお、審査の過程で出された意見において、ふるさと納税の返礼品の在り方については、返礼品の中身を充実するためにも、魅力ある新たな商品開発とPRに更に努められたい。

また、こもれび温泉の熱源については、平成22年に燃料代の高騰で節約のため、重油からヒートポンプに変更してきたが、電気代が高騰する中で、相当負担が増えており、まちが進めている木質バイオマスの転換を検討していくべきと考える。

さらに、ものづくり産業振興において、条例・規則を作り執行してきているが、既存業者と業種が競合する事業申請があった場合、画一的な事業採択ではなく、既存業者への影響を配慮した課題が示された。さらには、高額な補助金の助成にあっては、財産の取得や処分等と同様に限度額を定め議決に付す必要が感じられる。また、事業審査会の在り方については、まちの職員のみで構成されており、今後は、民間も含めた中で事業運営を行うことが望ましいと思われることから、今後は制度の問題点や課題の検討を重ねながら、事業の推進を図っていただきたい。

地方財政を取り巻く環境は極めて厳しく、多様化する住民ニーズの中で、行政サービスの量的・質的向上が、ますます求められております。

今年度、第6次の知内町まちづくり総合計画がスタートしましたが、これまで以上の行財政改革の推進や限られた予算を有効に活用したまちづくりに取り組んでいくことを望むものである。

◎ 議長（伊藤政博）

只今、決算委員会の委員長から報告がありました。

報告書の一部に誤記がありましたので、事務局長より訂正させます。

◎ 議会事務局長（村上義久）

大変申し訳ありません。2ページをご覧いただきたいと思います。

2ページの2番の審査年月日であります。平成28年9月28日及び29日となっておりますが、平成28年9月27日、28日、29日の3日間ということで訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

以上、報告書の一部、審査年月日、27日、28日、29日の3日間に訂正願います。

只今、委員長から報告がありました決算認定の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算認定は、認定第1号から認定第7号までの7議案について、認定と決定した委員長報告のとおりとすることに賛成の方は、起立を願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本件について、委員長報告のとおり決定しました。

● 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、諮問第1号、『人権擁護委員候補者の推薦について』を議題とします。
本件について、提案者の説明を求めます。

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記としまして、まず、1人目が佐藤陽子氏であります。2人目が遠藤由氏であります。このお二方については、再任とさせていただきたいというふうに思います。また、今回、増員をされることになりました1名については、藤谷亘氏を選任推薦したいというふうに考えております。

なお、9月30日までの推薦となることから、今、定例会で同意を求めるものであります。

なお、任期は、平成29年1月1日から平成31年の12月31日までの3か年間であります。よろしくお願いを申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。討論を省略し、これから諮問第1号を採決します。

本件は起立により採決を行います。

一人一人について採決を行いますので、よろしくお願ひします。

最初に佐藤陽子氏について、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

賛成多数であります。

続いて、遠藤由氏について、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

起立多数であります。

続いて、藤谷亘氏について、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議 長（伊藤政博）

お諮りします。只今、町長から議案第 8 号、『平成 2 8 年度知内町一般会計補正予算（第 7 号）について』及び議案第 9 号、『町道路線の変更について』及び議案第 1 0 号、『町道路線の認定について』が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1、議案第 8 号、『平成 2 8 年度知内町一般会計補正予算（第 7 号）について』、追加日程第 2、議案第 9 号、『町道路線の変更について』、追加日程第 3、議案第 1 0 号、『町道路線の認定について』を議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。議案第 8 号、『平成 2 8 年度知内町一般会計補正予算（第 7 号）について』を追加日程第 1、議案第 9 号、『町道路線の変更について』を追加日程第 2、議案第 1 0 号、『町道路線の認定について』を追加日程第 3 とし、議題とすることに決定しました。

これより議案を配付します。

只今、町長から追加議案に対し、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

追加議案について、ご説明を申し上げます。

議案第 8 号は、平成 2 8 年度知内町一般会計補正予算で、歳入歳出に 4 6 8 万 8 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 6 億 8, 6 4 2 万円とするものでありますが、補正の内容は、台風 1 3 号から変わった低気圧災害箇所の災害認定調査のための調査費、そして、庁舎 2 階、玄関及び連絡通路の補修工事として 1 3 5 万円。調査費として 3 3 3 万 8 千円を追加するものであります。

議案第 9 号は、町道路線の変更について。議案第 1 0 号も同じく町道路線の認定についてであります。両議案については、中ノ川河川改修に伴い、中ノ川漁港利用漁業者の利便性の向上を図るため、町道中ノ川港線の路線変更をするものと合わせて新たに町道路線を認定しようとするものであります。議案の内容について、担当課長の方から説明を致しますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

● 議案第 8 号 平成 2 8 年度知内町一般会計補正予算（第 7 号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

追加日程第 1、議案第 8 号、『平成 2 8 年度知内町一般会計補正予算（第 7 号）について』を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第 8 号、平成 2 8 年度知内町一般会計補正予算（第 7 号）についてでございます。

平成28年度知内町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ468万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,642万円とするものでございます。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

例によりまして、歳出からご説明を申し上げます。一般会計5ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費に135万円を追加し、4,850万7千円とするものでございます。庁舎2階玄関及び連絡通路の補修工事についてでございますが、当初予算で231万7千円の議決をいただいて現在、工事を進めております。その工事を進める中で、設計の当初の想定を越えたコンクリートの劣化が確認されておりますので、2階玄関付近のコンクリート打設増量と防水塗装の工事を追加することが必要となっております。そのための135万円を工事請負費に追加するものでございます。

次に11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費に333万8千円を追加し、344万9千円とするものでございます。議会の冒頭、町長からも行政報告でお知らせをしておりますとおり、9月8日から9日にかけての大雨によりまして、町道東菜3号線と重内川の被害が発生しております。その応急措置と災害査定に向けた準備対応が必要となっておりますので、そのための賃金と致しまして、55万円、需用費に4万9千円、委託料に200万円と異常気象調査委託として65万円、使用料及び賃借料に8万6千円、原材料費に3千円をそれぞれ追加しようというものでございます。

歳入です。一般会計3ページでございます。9款1項1目地方交付税に333万8千円を追加し、19億7,274万9千円とするものでございます。先ほどの歳出に対応する一般財源として、地方交付税を同額追加するものでございます。

次に17款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に135万円を追加し、4億8,818万1千円とするものでございます。公共施設等整備基金の繰入金と致しまして、先ほどの玄関通路の補修の財源と致しまして、この基金135万円を追加しようというものでございます。説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

5ページの部分で、前も課長、この駐車場を作ったときもそうですけれども、この工事をやって、補修強化したと思うんですけれども、この部分で、今回の部分では、うちの町、昨日の決算審査でも耐震の部分でですね、今、この渡り廊下の部分、これははっきり言って、庁舎と同じような形で地震に対する強度というものが確保できるのか、その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

地震に対する安全性なのですが、今、渡り廊下と申しますか、通路、2箇所に分けてあります。それで、平成11年、12年頃に作り直している通路が1箇所あります。これにつきましては、以前、コンサルの方に確認をしたところ、大丈夫であろうということなんです。今回、補修しているところは、昭和46年のこの建物と同時に作られているものがあります。それで、この耐震改修の実施設計のときにですね、柱、梁も含めての大きなフレームとしての耐震診断はしておりますので、その梁、柱に関してのフレームに関しては、問題ないかと思えます。ですから、今回このいわゆるスラブと申しますか、床の部分なんですけれども、これは柱、梁で受けておりますので、多少のヒビは入るにしても、破壊されて通行ができなくなるというふうには考えておりません。大丈夫だというふうにご考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

大変素朴な質問で申し訳ないのですが、6ページの同じようなところなのですが、委託料、これは平成28年知内町災害異常気象調査委託というふうなのがあります。65万円。これ中身どういうふうな調査になるのでしょうか。異常気象というのは、ちょっとわからないというふうに思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

佐藤土木主幹。

◎ 建設水道課主任（佐藤和人）

ご説明致します。今後、災害の起きた箇所につきましては、公共土木費災害災害復旧事業国庫負担法によります補助金を申請するわけでありまして、それに申請にあたりまして、異常気象が該当するかという形の中で、資料を作成する必要があります。この資料につきましては、気象庁に委託するような形になるかと思えますけれども、異常気象の原因とその状況を天気図及び降雨量図等の作成によりまして、調書を作成する委託料になっております。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

わかりました。調書を作成するために委託をかけるということで理解をいたしました。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第9号 町道路線の変更について

◎ 議長（伊藤政博）

次に追加日程第2、議案第9号、『町道路線の変更について』を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第9号、町道路線の変更について。

道路法昭和27年法律第180号第10条の規定により、町道の路線を次のとおり変更する。

記と致しまして、路線番号8、中ノ川港線の起点は変わらず、終点度が現在河川敷地となっておりますが、字中ノ川47-3地先と変更し、延長377mを210mとするものでございます。

これは現在、北海道で実施中の中ノ川改修工事に伴い、関係漁業者の移転先確保のため、一部を道路区域から外すため、合わせまして漁業施設出入りの利便性向上のため、道路区域を変更するものでございます。位置関係につきましては、説明資料によりご確認をお願い致します。以上、よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

ちょっと確認のためお伺い致します。この説明資料の白く抜けた部分、真ん中ですね、旧河川敷と書いてあります。これまでが前起点から終点の377mということでもいいんですよね。今、黒塗り2つ分かれていますけれども、1つ目が中ノ川の港線の210m、そして、真ん中を挟んでもう1つの方が中ノ川港2号線で99mと書いていますよね。どうもこの抜けた部分だけで167あるのかなという、その2号線を見ただけで99mだから、これを当てはめれば99m、そんなものなんだろうなという感覚していたものですから、ちょっとメーター数で減る数が多いなという確認です。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、終点に関しましては、この白塗りのところ、終点、旧河川敷地とあるのが、これが間違いで、恐れ入ります。削除をお願い致します。それで、元々の中ノ川の港線につきましては、国道228号の起点、中ノ川51-3地先から白塗りを經由して、中ノ川橋まで至る377mなんですけれども、延長210mと99mを足して、およそ310m。ですから、この白塗りのところが大体60mくらいということになります。ですから、提案どおりということでご理解をいただきたいというふうに思います。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第10号 町道路線の認定について

◎ 議長(伊藤政博)

次に追加日程第3、議案第10号、『町道路線の認定について』を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長(佐々木孝幸)

議案第10号、町道路線の認定について。

道路法第8条の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

記と致しまして、路線番号136、中ノ川港2号線、起点が字中ノ川47-4、終点が河川敷地。延長99m、幅員8から10mでございます。これは議案第9号の中ノ川港線の一部を道路区域から外したため、残った町道区域を新たに中ノ川港2号線とするものでございます。以上、よろしくお願い致します。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、意見書案第1号、『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

◎ 3番（吉田峰一）

意見書案第1号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府及び関係行政庁に対し、上記の意見書を提出するものとする。

平成28年9月27日提出。提出議員、吉田峰一。賛成議員、成澤五郎、五十嵐捷爾、花井泰子、松井盛泰、西山和夫、木村一、笠松悦子、谷口康之、以上、各議員です。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記、1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月27日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。本案の提出議員及び賛成議員は、議長を除く議員全員でありますので、質疑、討論を省略します。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第2号 介護・障がい福祉従事者の人材確保と賃金引き上げを求める意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、意見書案第2号、『介護・障がい福祉従事者の人材確保と賃金引き上げを求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

◎ 3 番（吉田峰一）

意見書案第2号、介護・障がい福祉従事者の人材確保と賃金引き上げを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府及び関係行政庁に対し、上記の意見書を提出するものとする。

平成28年9月27日提出。提出議員、吉田峰一。賛成議員、成澤五郎、五十嵐捷爾、花井泰子、松井盛泰、西山和夫、木村一、笠松悦子、谷口康之、各議員です。

介護・障がい福祉従事者の人材確保と賃金引き上げを求める意見書

安倍政権は昨年4月から介護報酬を2.27%も引き下げました。物価高を勘案すれば、過去最大の引き下げです。介護事業所は深刻な影響が出ており、すでに休止や廃止に追い込まれた事業所が出てきています。

平成27年度補正予算や28年度本予算では、一番求められている介護職員の賃金引き上げは盛り込まれず、介護離職ゼロの看板を掲げたものの、このままでは、人手不足で介護サービスが崩壊し、逆に介護離職が増えるおそれがあります。

本当に介護離職を削減するには、介護職員の賃金を引き上げて、すぐれた人材を確保し、介護サービスの基盤を立て直すことが不可欠です。

いま、介護1・2の生活援助や福祉用具の原則自己負担化が進められています。これでは、ますます介護サービスが受けられなくなり、家族に負担がのしかかり、介護保険制度の根幹が問われます。

介護は誰の身にもふりかかる問題であり、介護する人、される人を支える介護職員等の

処遇改善は、党派を超えて政治が一丸となって取り組まなければならない課題です。

国においては、介護職および障がい福祉職員の待遇改善・賃上げをおこない、真に介護離職ゼロをめざすよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月27日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本案の提出議員及び賛成議員は、議長を除く議員全員であります。

よって、質疑、討論を省略します。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第3号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、意見書案第3号、『「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 6 番（西山和夫）

意見書案第3号、「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成28年9月27日提出。提出議員、西山。賛成議員、花井、五十嵐、吉田、松井、成澤、木村、笠松、谷口、各議員です。

「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書

北海道教育委員会（以下、道教委）は平成18（2006）年8月「新たな高校教育に関する指針」（以下、「指針」）を公表し、平成20（2008）年から順次指針内容を実施しています。この「指針」第6章「教育水準の維持向上を図る高校配置」のなかで「高校配置の考え方」として「1学年4～8学級を望ましい学校規模とし、再編整備などを進めます」と明記し、学級定員を40人に固定したうえで「特例2間口校」制度の廃止も示しました。小規模校の取扱いでは、近隣高校との再編をすすめ、その判断を1学年2学級以下校においては、通学区域における中学校卒業生数の状況、欠員状況、地元からの進学率などを根拠とするとしています。

しかしながら、こうして「高校配置計画」を推し進めた結果、この10年で道立高校3

6校が閉校となりました。そのうち18校は地域唯一の高校の閉校でした。高校のない地域に住む生徒は通学の負担を強いられ、教育の機会均等を侵す状況にあります。都市部では「多様化再編」を名目に各々の高校の文化や歴史を顧みず、住民の声を十分に聞かないまま大規模な統廃合がすすめられています。1学年4～8学級を「適正」規模、1学級40人に固執すれば、現在90校程度ある3間口以下の道立高校で今後も統廃合が進む可能性があります。保護者や地域住民の声を聞くために開催している「地域別検討協議会」での参加者からは「機械的に高校を無くさないで欲しい」という声が多く聞かれます。

「指針」が「望ましい学校規模」の利点として、「多様な個性をもつ生徒と出会うことにより、お互いに切磋琢磨する機会が得られる」「生徒の学習ニーズに応える多様な柔軟な教育課程が編成できる」「より多くの教職員の指導により、多様な見方や考え方が学べる」「生徒会活動や部活動が活性化し充実する」ことをあげていますが、こうしたことは小規模校でも工夫次第で実現可能であり、逆に地域の高校がなくなることで通学時間が長くなり課外活動などが十分できない事態も起こっています。小規模校の利点は、生徒一人ひとりに目が行き届き、地域に根ざした学校教育を受けることができる点です。現に卒業生は充実した生活を送り、母校への誇りを持って社会へ巣立っています。「望ましい学校規模」に固執するのではなく、地域の実情に合わせて、住民の声を聞きながら学校づくりをすすめることこそが大切であり、北海道の喫緊の課題である地方創生にもつながっていくと考えます。

その一方で道教委は、スーパーグローバルハイスクール事業やアドバンスモデル校の生徒を対象にした学習合宿の実施など、教育予算を「学力向上」の名の下に特定の高校に集中しています。こうした手法は、教育委員会が本旨とすべき「教育の機会均等」の理念を自ら放棄するものと批判されても仕方ありません。

いま求められるのは、「指針」を見直し、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、子どもの学ぶ権利の保障です。

よって、知内町議会は、道及び道教委に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

1. 道・道教委は「新たな高校教育に関する指針」を見直し、子どもの学ぶ権利を保障すること
2. 道・道教委は独自に少人数学級を高校で実施し、「機械的」高校統廃合を行わないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月27日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、北海道議会議長、北海道知事、北海道教育委員会教育長、以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。本案の提出議員及び賛成議員は、議長を除く議員全員であります。

よって、質疑、討論を省略します。

これから意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第4号 高すぎる学費の引き下げを求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、意見書案第4号、『高すぎる学費の引き下げを求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 6番（西山和夫）

意見書案第4号、高すぎる学費の引き下げを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成28年9月27日提出。提出議員、西山。賛成議員、花井、五十嵐、吉田、松井、成澤、木村、笠松、谷口、各議員であります。

高すぎる学費の引き下げを求める意見書

現在、日本の大学の初年度納付金は、国立で83万円、私立は文系で約105万円、理系で150万円にのぼっています。

日本政策金融公庫の調査（2015年）では、家計に占める授業料などの在学費用の割合は、平均で約2割、年収200万～400万の低所得世帯では約4割にもものぼっています。

親からの仕送りも年々減少し、学生は親からの援助だけでは足りず、学費や生活費をまかなうために、学生の2.6人に1人にあたる約140万人が、奨学金を利用しています。それでも足りずに、いくつものバイトを掛け持ちせざるをえないのが現実です。

もともと奨学金の利用や掛け持ちバイトは、学費が高すぎて払えないことからきています。OECD諸国で、世界トップクラスの学費を引き下げることが緊急の課題です。

また、高い学費は、高校生から将来の希望を奪っています。文部科学省の委託調査研究「高校生保護者調査2012年」は、経済的理由から4年生大学への進学を断念する高校生は、年間約2万人にのぼると分析しています。

政府は先進国で最低クラスの高教育予算を、抜本的に引き上げ大学授業料を引き下げること求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月27日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本案の提出議員、賛成議員は、議長を除く議員全員であります。

よって、質疑、討論を省略します。

これから意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第5号 2017年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、意見書案第5号、『2017年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 6番（西山和夫）

意見書案第5号、2017年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成28年9月27日提出。提出議員、西山。賛成議員、花井、五十嵐、吉田、松井、成澤、木村、笠松、谷口、各議員であります。

2017年度地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となり、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記、1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること（これ以上、拡大しないこと）。
4. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月27日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）まち・ひと・しごと創生担当大臣、以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本案の提出議員、賛成議員は、議長を除く議員全員であります。

よって、質疑、討論を省略します。

これから意見書案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、5件の意見書案については、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定致しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮り致します。議会を代表として、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において、指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、その都度議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

平成28年第3回知内町議会定例会を閉会します。

どうも大変ご苦労様でした。

（ 閉会 午後 2時57分 ）